

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○一般競争入札の実施……………	(情報基盤課)	134
○産業廃棄物処理施設設置許可申請書の内容の概要等……………	(循環型社会推進課)	135
○産業廃棄物処理施設変更許可申請書の内容の概要等……………	(循環型社会推進課)	135
○一般競争入札の資格に関する公示……………	(産業政策推進室)	136
○一般競争入札の実施……………	(産業政策推進室)	137
○大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)の届出……………	(地域産業課)	138
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(土地改良指導課)	138
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……………	(土地改良指導課)	138
○土地改良区連合の役員の就任の届出……………	(土地改良指導課)	139
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(土地改良指導課)	139
○家畜伝染病の発生……………	(酪農畜産課)	139
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	139
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	140
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	140
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	140
○公共測量の実施の通知(2件)……………	(建設部総務課)	141
○公共測量の終了の通知……………	(建設部総務課)	141
○道路の区域の変更……………	(道路整備課)	141
○道路の供用の開始……………	(道路整備課)	141
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路整備課)	141
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………	(河川課)	142
○河川区域の指定の一部改正……………	(河川課)	142
○河川予定地の指定の一部改正……………	(河川課)	142
○海岸保全区域の指定の一部改正……………	(砂防災害課)	142

公 表

○争議行為の通知……………	(労政福祉課)	142
---------------	---------	-----

公 告

○北海道地価調査に係る基準地の価格等……………	(土地水対策課)	143
-------------------------	----------	-----

○定置漁業の休業……………	(漁業管理課)	143
---------------	---------	-----

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	143
-----------------------------	-----

道選挙管理委員会告示

○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正……………	143
○個人演説会等の施設の指定の一部改正……………	143
○伊達市北海道議会議員補欠選挙の選挙期日……………	144
○伊達市北海道議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者の氏名等……………	144
○伊達市北海道議会議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所……………	144
○伊達市北海道議会議員補欠選挙における開票事務と選挙会事務との合同……………	144
○伊達市北海道議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日……………	144
○伊達市北海道議会議員補欠選挙における選挙公報掲載文掲載順序決定のくじを行う日時及び場所……………	144

伊達市北海道議会議員補欠選挙長告示

○伊達市北海道議会議員補欠選挙における選挙長の職務を行う場所……………	145
○伊達市北海道議会議員補欠選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所……………	145
○伊達市北海道議会議員補欠選挙における選挙会の参観人数の制限……………	145

道議会告示

○北海道議会情報公開条例の施行に関する規程の一部改正……………	145
---------------------------------	-----

道公安委員会規則

○北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則の一部を改正する規則……………	146
---	-----

道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の公示……………	147
○警備業法の規定に基づく講習の実施……………	151

道警察本部告示

○北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程……………	152
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	153
○特定調達契約に係る入札の公告……………	154
○一般競争入札の資格に関する公示……………	156
○一般競争入札の実施……………	157

公布された規則のあらまし

◇北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則の一部を改正する規則(道公安委)

員会規則第6号)

1 趣旨

北海道情報公開条例の改正に伴い、電磁的記録の開示の方法を定めるとともに公文書開示請求書等について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 内容

(1) 電磁的記録の開示について、公安委員会が別に定める方法を次のとおりとした（第1条の2関係）。

ア 録音テープ又は録音ディスクについては、専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付によることとした。

イ ビデオテープ又はビデオディスクについては、専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付によることとした。

ウ 電磁的記録（ア、イ又はエに該当するものを除く。）については、公安委員会が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付によることとした。

エ 電磁的記録（専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。）については、ウに定める方法又は専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付によることとした。

(2) 公文書開示請求書の様式を改めることとした（別記第1号様式関係）。

3 施行期日

この規則は、平成15年10月1日から施行することとした。

(3) 納入期日 平成15年10月31日（金）

(4) 契約期間 平成15年11月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年10月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(5) 納入場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該物品の障害発生時等に、速やかな対応のとれる体制を有すること。

(4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年9月19日から29日まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部IT推進室情報基盤課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟4階 会議室5

(2) 入札日時 平成15年10月2日（木）午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

告 示

北海道告示第1654号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量

インターネット機器 一式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

8 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011-231-4111 内線 23-575

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1655号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 申請の概要

(1) 申請年月日

平成15年9月3日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）

北海道苫小牧市新開町4丁目2番7号 株式会社ホクハイ 代表取締役 植村 憲重

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北海道苫小牧市静川2番、3番、12番1、12番4、12番6、23番1及び勇払郡厚真町字共和126番1、126番3

(4) 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロ、ハ（安定型及び管理型最終処分場）

(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油（タールピッチに限る）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、廃石綿、処分するために処理したもの

2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

北海道胆振支庁地域政策部環境生活課、北海道苫小牧市役所環境衛生部環境生活課、北海道苫小牧市役所環境衛生部環境保全課及び北海道厚真町役場総務民生部町民課 午前8時45分から午後5時15分まで

(2) 縦覧の期間

平成15年9月19日から10月20日まで（日曜日及び土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 意見書の提出

(1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。

(3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 051-8558 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道胆振支庁地域政策部環境生活課）に平成15年11月4日（火）までに到着するよう提出すること。

北海道告示第1656号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の4第1項の規定により、産業廃棄物処理施設変更許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設変更許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 申請の概要

- (1) 申請年月日
平成15年9月3日
- (2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）
北海道苫小牧市新開町4丁目2番7号 株式会社ホクハイ 代表取締役 植村 憲重
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
北海道苫小牧市静川2番、3番、12番8
- (4) 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロ（安定型最終処分場）
- (5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず

2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

- (1) 縦覧の場所及び時間
北海道胆振支庁地域政策部環境生活課、北海道苫小牧市役所環境衛生部環境生活課、北海道苫小牧市役所環境衛生部環境保全課及び北海道厚真町役場総務民生部町民課 午前8時45分から午後5時15分まで
- (2) 縦覧の期間
平成15年9月19日から10月20日まで（日曜日及び土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 意見書の提出

- (1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- (2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
- (3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 051-8558 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道胆振支庁地域政策部環境生活課）に平成15年11月4日（火）までに到着するよう提出すること。

北海道告示第1657号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び委託業務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年9月19日に一般競争入札の公告を行う域内循環型経済活動の効果等に関する調査業務委託契約
- (2) 資 格 域内循環型経済活動の効果等に関する調査業務委託に係る資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 域内循環型経済活動の効果等に関する調査業務委託

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 平成15年9月19日直前の道税を滞納していないこと。
- (5) 過去2年間において、国又は地方公共団体から、地域経済・雇用の経済分析に係る調査研究について業務委託を受け、実施した実績があること。
- (6) 資本金が1,000万円以上の営利法人であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成15年9月19日（金）から26日（金）まで（午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
ア 提出先の名称 北海道経済部産業政策推進室
イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

4 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（同条第4号に掲げる企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請をしようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 6 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 北海道告示第1658号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年9月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 域内循環型経済活動の効果等に関する調査業務 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による (3) 契約期間 契約締結の日から平成16年1月30日まで (4) 納入場所 入札説明書による 2 入札に参加する者に必要な資格 平成15年北海道告示第1656号に規定する域内循環型経済活動の効果等に関する調査業務委託に係る資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部産業政策推進室 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館3階経済部2号会議室 (2) 入札日時 平成15年10月3日 午前10時 (3) 開札場所 (1)に同じ。	(4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金及び契約保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。 (3) 契約を締結する者は、契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付すること。 (4) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の16及び財務規則第171条及び172条の定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 3に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。 なお、開札の結果、予定価格の範囲内の者がいない場合、落札に至るまでの再度入札を一度行う。 また、再度入札の結果、落札に至らない場合は、政令第167条の2第1項第6号により、入札価格が最低となる者と随意契約を行うことがある。 9 契約書作成の要否 要 10 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税額等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に
---	---

相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道経済部産業政策推進室

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 26-257

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1659号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年1月19日までに北海道根室支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

根室マルシェ・デ・キッチン 根室市大正町1丁目32番ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マルコシ・シーガル 代表取締役 早川 昭彦 根室市昭和町2丁目109番地
有限会社あべ商会 代表取締役 阿部 紀範 根室市弥生町2丁目8番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社マルコシ・シーガル	根室市昭和町2丁目109番地	代表取締役 早川 昭彦
株式会社サッポロドラッグストアー	札幌市北区太平3条1丁目2番18号	代表取締役 富山 睦浩

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成16年5月4日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,537㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 150台

イ 駐輪場の収容台数 30台

ウ 荷さばき施設の面積 302㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 28㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者 名	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社マルコシ・シーガル	午前9時	午後9時45分
株式会社サッポロドラッグストアー	午前10時	午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数 出入口4箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日 平成15年9月3日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道根室支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間 平成15年9月19日（金）から平成16年1月19日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1660号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名

平成15. 9. 2 東和土地改良区

同 15. 9. 8 北海土地改良区

北海道告示第1661号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
愛別土地改良区	協和第1頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	協和第2頭首工	同
同	協和第3頭首工	同
同	協和第4頭首工	同
同	愛 静 頭 首 工	同
同	伏 古 頭 首 工	同
同	厚 生 頭 首 工	同

北海道告示第1662号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、石狩川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

就 任 年 月 日	理 事 ・ 監 事 の 別	氏 名	住 所
平成15. 9. 3	理 事	野 澤 諭 吉	上川郡愛別町字愛別822番地の1

北海道告示第1663号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成15年9月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
泉源東部	畑地帯総合整備 [担い手支援型]（農業用排水、暗きょ）	北海道留萌支庁
東 部	畑地帯総合整備 [担い手育成型]（区画整理、暗きょ、土層改良）	北海道網走支庁
高 丘	中山間地域総合整備（ほ場整備、暗きょ、農業用排水）	北海道胆振支庁

北海道告示第1664号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発 生 の 場 所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患 畜	1	河東郡鹿追町鹿追北3線7番地3	平成15. 8. 4
同	同	同	1	同 音更町南住吉台7番地	同
同	同	同	1	厚岸郡浜中町茶内西9線86番地	同
同	同	同	1	河東郡上士幌町字上音更東1線268番地	同 15. 8. 5
同	同	同	1	樺戸郡新十津川町字花月240番地1	同 15. 8. 6
同	同	同	1	天塩郡豊富町字有明	同 15. 8. 7
同	同	同	1	中川郡幕別町字糠内406番地2	同
同	同	同	1	天塩郡豊富町字豊徳6078番地の4	同 15. 8. 8
同	同	同	1	河東郡上士幌町字居辺東18線271番地	同 15. 8.11
同	同	同	1	天塩郡豊富町字アチャルベシベ8041番地の4	同 15. 8.18
同	同	同	1	同 字アチャルベシベ7941番地の2	同
同	同	同	1	厚岸郡浜中町茶内西10線144番地	同
同	同	同	1	広尾郡広尾町字紋別12線56番地の3	同 15. 8.19
同	同	同	2	紋別郡滝上町字サクルー原野南3線57番地	同 15. 8.20
同	同	同	1	新冠郡新冠町字美字159番地1号	同
同	同	同	1	根室市双沖2丁目145番地2	同
同	同	同	1	上川郡上川町字菊水856番地	同 15. 8.21
同	同	同	1	厚岸郡浜中町茶内西10線144番地	同 15. 8.22
同	同	同	1	河東郡上士幌町字上音更西14線9番地	同 15. 8.27
同	同	同	2	川上郡標茶町字ヌマオロ原野基線88番地7	同

北海道告示第1665号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 天塩郡遠別町字金浦228（次の図に示す部分に限る。）
- 指 定 の 目 的 風害の防備
- 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁経済部林務課及び遠別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1666号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 岩内郡共和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び共和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 岩内郡共和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び共和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 (1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 4 (1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1667号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 斜里郡斜里町字日の出152の1から152の3まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1668号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 夕張郡由仁町川端1708、1710の1、1712
2 保安林として指定された目的 水源のかん養
3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
川端1708・1710の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び由仁町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1669号

室蘭開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 作業種類 公共測量（1・2・3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成15年9月10日から11月11日まで
- 3 作業地域 苫小牧市

北海道告示第1670号

苫小牧市長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 作業種類 公共測量（糸井鉄南地区総合現況図作成）
- 2 作業期間 平成15年9月12日から12月19日まで

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路 線 名	区 間	変更前後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
多 度 志 一 已 線	深川市多度志南2645番地先から 深川市一已町字一已381番23地先まで	前	7.44mから32.11mまで	2,878.00m	—	北海道札幌土木現業所
		前	20.00mから69.25mまで	2,240.00m	—	
		後	20.00mから69.25mまで	2,240.00m	—	
達布石狩沼田停車場線	雨竜郡沼田町字幌新587番地先から 雨竜郡沼田町字幌新414番5地先まで	前	19.37mから35.80mまで	580.00m	—	同
		前	11.48mから35.80mまで	588.11m	—	
		後	19.37mから45.90mまで	580.00m	—	

北海道告示第1673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 砂川奈井江美唄線	美唄市字チャシュナイ1021番66地先から	平成15. 9. 19

- 3 作業地域 苫小牧市

北海道告示第1671号

網走開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 作業種類 公共測量（1・2級基準点測量）
- 2 作業期間 平成15年5月27日から8月29日まで
- 3 作業地域 美幌町

北海道告示第1672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

美唄市字チャシュナイ1021番92地先まで

北海道告示第1674号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道
2	路線名	智恵文美深線
3	道路の区域	
	区	間
		変更前後の別
	中川郡美深町字川西5番4地先から	前
	中川郡美深町字川西16番1地先まで	前
		後
		敷地の幅員延長
		国道等との重複区間
		18.00mから36.93mまで
		572.00m
		13.00mから38.00mまで
		558.62m
		13.00mから38.00mまで
		558.62m
		—
		—
		—

北海道告示第1675号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	河川の名 称	二級河川長流川水系長流川
2	廃川敷地等が生じた年月日	平成15年9月19日
3	廃川敷地等の位置	伊達市長和町48番8地先から同町46番2地先まで、同町48番2地先から同町55番2まで、同町59番5地先から同町59番1地先まで、同町98番1地先から同町101番2地先まで、同町90番2から同町89番2まで、同町109番7地先から同町109番3地先まで及び同町104番5地先から同町104番3地先まで
4	廃川敷地等の種類及び数量	土地 14,341.56㎡

北海道告示第1676号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の2二級河川長流川の項図面の欄中「第1号図」を「第1号図の1」に改める。

北海道告示第1677号

昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の2二級河川長流川の項図面の欄中「第1号図」を「第1号図の1」に改める。

北海道告示第1678号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

3後志檜山沿岸海岸保全区域の表後志檜山沿岸の(1)松前海岸の松前町の項海岸保全区域の欄の2の事項中「381番地西角から南西に80メートルの点（㉔点）、360番地南角から南西に100メートルの点（㉕点）、333番地西角から南西に70メートルの点（㉖点）、」を「基点19（座標値X＝－285,923.637、Y＝－8,413.749）から方向角212度54分12秒の方向184.831メートルの点（補点①）、補点①から方向角312度48分30秒の方向164.558メートルの点（補点②）、補点②から方向角318度59分58秒の方向166.056メートルの点（補点③）、補点③から方向角345度00分00秒の方向169.200メートルの点（補点④）、」に改め、「囲まれた区域」の次に「（補点①、補点②、補点③及び補点④に係る方向角及び距離については、世界測地系による測量の成果を使用）」を加える。

公

表

私鉄総連北海道地方労働組合 執行委員長 児玉 明から、平成15年9月3日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

平成15年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	事 件	2003年度暖房手当の交渉方式確立並びに要求実現に関する係争
2	日 時	平成15年9月30日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間
3	場 所	次の会社において、私鉄総連北海道地方労働組合の組合員が従事する全職場
		道南バス株式会社、函館バス株式会社、道北バス株式会社、株式会社じょうてつ、旭川電気軌道株式会社、くしろバス株式会社、宗谷バス株式会社、十勝バス株式会社、北海道北見バス株式会社、阿寒バス株式会

社、北都交通株式会社、夕張鉄道株式会社、網走バス株式会社、北海道拓殖バス株式会社、北紋バス株式会社、ふらのバス株式会社、株式会社あさでん、根室交通株式会社、士別軌道株式会社、名士バス株式会社及びてんてつバス株式会社				北海道留萌支庁長 真 鍋 俊 彦			
4	概 要	あらゆる形の争議行為を行う。		1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	増毛郡増毛町大字暑寒沢村85－1番地、86－1（1工区）	
				2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	増毛郡増毛町弁天町3丁目 増毛町長 石崎 大輔	
				3	開発許可年月日及び番号	平成9年2月24日 留建指第44号	
公 告				道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示			
国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第1項の規定により、基準地の単位面積当たりの標準価格を次のとおり判定した。 平成15年9月19日 北海道知事 高 橋 はるみ				北海道選挙管理委員会告示第114号 昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。 平成15年9月19日 北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三			
1 基準地の標準価格判定の基準日 平成15年7月1日				「社会福祉法人北海道社会事業協会洞爺病院」を			
2 基準地の所在、基準地の単位面積当たりの標準価格等 別冊「平成15年度北海道地価調査書」のとおり （別冊は省略し、北海道総合企画部土地水対策課及び各支庁地域政策部振興課並びに市役所（札幌市においては区役所を含み、人口5万人以上の市においては支所、出張所等を含む。）及び町村役場に備え置いて一般の閲覧に供する。）				「社会福祉法人北海道社会事業協会洞爺病院」に			
漁業法（昭和24年法律第267号）第35条の規定により、次のとおり休業の届出があった。 なお、同法第36条第1項の規定による当該漁業の休業中の許可の申請期間は、平成15年9月19日から10月2日までとする。 平成15年9月19日 北海道知事 高 橋 はるみ				「ケアハウスおおぞら」を			
漁 業 の 名 称	漁場の位置	漁 業 権 番 号	休 業 期 間	漁業権者の住所及び氏名又は名称	「ケアハウスおおぞら	同 銅山町11番地4	平15. 1.21
まぐろ・いか・	鹿部町地先	鹿まぐろ・いか	平成15年8月26日	茅部郡鹿部町字宮浜323番地	社会福祉法人禎人会	同 銅山町11番地4	平15. 1.21
さけ定置漁業		・さけ定第1号	から12月31日まで	鹿部漁業協同組合	特別養護老人ホーム	同 中野町74番地1	平15. 9. 9
				シンフォニー			
				「特別養護老人ホームくんねっぷ静寿園」を			
				「特別養護老人ホームくんねっぷ静寿園」に改める。			
				軽費老人ホームケアハウスほなみ			
				同 111	字穂波69番地	平15. 9. 9	」
支 庁 告 示				北海道選挙管理委員会告示第115号 平成8年北海道選挙管理委員会告示第59号（個人演説会等の施設の指定）の一部を次のように改正する。 平成15年9月19日 北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三			
北海道留萌支庁告示第3号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成15年9月19日							

「同	同 若葉2丁目4番1号	若葉第2集会所	若葉連合町内会会長	66	40	
同	同 北4条東4丁目6番地	北見市勤労者センター	北見市長	112	65	を
同	同 美芳町2丁目2番13号	働く婦人の家	同	168	95	」
「同	同 若葉2丁目4番1号	若葉第2集会所	若葉連合町内会会長	66	40	
同	同 美芳町2丁目2番13号	働く婦人の家	北見市長	168	95	に、」
「同	同 西相内207番地14	西相内多目的地域会館	同	62	50	」を
「同	同 西相内207番地14	西相内多目的地域会館	同	62	50	
平15. 9. 2	同 卸町1丁目12番2号	北見勤労者総合福祉センター	同	134	80	に改める。」

北海道選挙管理委員会告示第116号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定により、伊達市北海道議会議員の補欠選挙を次のとおり行う。

平成15年9月19日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

- 1 選挙期日 平成15年9月28日
- 2 選挙区及び選挙すべき議員の数 伊達市選挙区 1人

北海道選挙管理委員会告示第117号

平成15年9月28日執行の伊達市北海道議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者を、次のとおり選任した。

平成15年9月19日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

選挙区名	選挙長		左の職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
伊達市	伊達市元町42番地36	川岸 洋一	伊達市末永町58番地49	平岡 弘

北海道選挙管理委員会告示第118号

平成15年9月28日執行の伊達市北海道議会議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年9月19日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

選挙区名	選挙会の日時	選挙会の場所
伊達市	平成15年9月28日 午後9時	伊達市鹿島町20番地1 伊達市体育館

北海道選挙管理委員会告示第119号

平成15年9月28日執行の伊達市北海道議会議員補欠選挙における伊達市選挙区の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成15年9月19日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

北海道選挙管理委員会告示第120号

平成15年9月28日執行の伊達市北海道議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場には、平成15年9月19日からポスターを掲示することができる。

平成15年9月19日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

北海道選挙管理委員会告示第121号

平成15年9月28日執行の伊達市北海道議会議員補欠選挙における北海道議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成10年条例第31号）第4条第2項の規定による選挙公報掲載文の掲載順序決定のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年9月19日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

- 1 くじを行う日時 平成15年9月19日 午後6時
- 2 くじを行う場所 伊達市鹿島町20番地1 伊達市体育館控室

伊達市北海道議会議員補欠選挙長告示

伊達市北海道議会議員補欠選挙長告示第1号

平成15年9月28日執行の伊達市北海道議会議員補欠選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年9月19日
伊達市北海道議会議員補欠選挙長 川 岸 洋 一

職務を行う場所

伊達市鹿島町20番地1 伊達市役所分庁舎4号室 伊達市選挙管理委員会事務局
ただし、平成15年9月19日については、市役所4階第1会議室、平成15年9月28日については、伊達市体育館とする。

伊達市北海道議会議員補欠選挙長告示第2号

平成15年9月28日執行の伊達市北海道議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年9月19日
伊達市北海道議会議員補欠選挙長 川 岸 洋 一

- 1 くじを行う日時 平成15年9月25日 午後6時
- 2 くじを行う場所 伊達市鹿島町20番地1 伊達市体育館控室

伊達市北海道議会議員補欠選挙長告示第3号

平成15年9月28日執行の伊達市北海道議会議員補欠選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、200人に限って入場させる。

平成15年9月19日
伊達市北海道議会議員補欠選挙長 川 岸 洋 一

道 議 会 告 示

北海道議会告示第7号

平成11年北海道議会告示第2号（北海道議会情報公開条例の施行に関する規程）の一部を次のように改正する。

平成15年9月19日
北海道議会議長 神 戸 典 臣
北海道議会情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程
北海道議会情報公開条例の施行に関する規程（平成11年北海道議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録の開示の方法）

第1条の2 条例第2条第2項の議長が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を議会が管理するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (4) 電磁的記録（議会が管理するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

第11条第1項中「公文書を閲覧する」を「公文書（電磁的記録を議会が管理するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。）を閲覧し、又は視聴する」に改め、同条第2項中「閲覧」の次に「又は視聴」を加える。

第12条第1項中「写し」の次に「（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。）」を加える。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第4条関係）

公 文 書 開 示 請 求 書

北海道議会議長 様

※ 太枠の欄を記入してください。

請 求 年 月 日	年 月 日
住 所 （法人その他の団体にあっては、 事務所又は事業所の所在地）	

道公安委員会規則

北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年9月19日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

北海道公安委員会規則第6号

北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則の一部を改正する規則

北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則（平成13年北海道公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録の開示の方法）

第1条の2 条例第2条第3項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を公安委員会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (4) 電磁的記録（公安委員会が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

第10条第1項中「公文書を閲覧する」を「公文書（電磁的記録を公安委員会が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。）を閲覧し、又は視聴する」に改め、同条第2項中「閲覧」の次に「又は視聴」を加える。

第11条第1項中「写し」の次に「（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。）」を加える。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

氏名 (法人その他の団体にあっては、 名称及び代表者の氏名)	
連絡先	電話番号

北海道議会情報公開条例第8条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

1 請求に係る公文書の 名称又は内容	
2 開示の区分 (希望する開示方法の番号を) ○印で囲んでください。	(1) 閲覧又は視聴 () (2) 写しの交付 ()

※ 次の3の欄は、北海道議会情報公開条例第10条に該当する公文書として開示請求をする場合にのみ記入してください。

3 請求に係る公文書の 開示が公益上必要 がある理由	
----------------------------------	--

※ 次の4から6までの欄は、記入しないでください。

4 受付年月日	年 月 日
5 担当課等	北海道議会事務局 課 電話 011-231-4111 (内線)
6 備考	

注1 電磁的記録の開示は、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクにあっては視聴又は複写したものの交付により行い、その他の電磁的記録にあっては用紙に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。
2 その他の電磁的記録のうち専用機器による閲覧や視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付の方法による開示の実施をすることができる特性を有するものにあっては、その方法によることもできますので、希望するときは、具体的に2の欄の()内に記入してください。

(日本工業規格A4)

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の北海道議会情報公開条例の施行に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後の公文書の開示の請求について適用する。

公 文 書 開 示 請 求 書

北海道公安委員会 様

※ 太枠の欄を記入してください。

請 求 年 月 日	年 月 日
住 所 (法人その他の団体にあっては、 事務所又は事業所の所在地)	
氏 名 (法人その他の団体にあっては、 名称及び代表者の氏名)	
連絡先	電話番号

北海道情報公開条例第9条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

1 請求に係る公文書の 名称又は内容	
2 開 示 の 区 分 (希望する開示方法の番号を) ○印で囲んでください。	(1) 閲覧又は視聴 () (2) 写しの交付 ()

※ 次の3の欄は、北海道情報公開条例第11条に該当する公文書として開示請求をする場合にのみ記入してください。

3 請求に係る公文書の 開示が公益上必要 がある理由	
----------------------------------	--

※ 次の4から6までの欄は、記入しないでください。

4 受 付 年 月 日	年 月 日
5 担 当 部 課 等	部 課 電話 (内線)
6 備 考	

注1 電磁的記録の開示は、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクにあっては視聴又は複写したものの交付により行い、その他の電磁的記録にあっては用紙に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。
2 その他の電磁的記録のうち専用機器による閲覧や視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付の方法による開示の実施をすることができる特性を有するものにあっては、そ

の方法によることもできますので、希望するときは、具体的に2の欄の () 内に記入してください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

附 則

- この規則は、平成15年10月1日から施行する。
- この規則による改正後の北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則の規定は、この規則の施行の日以後の公文書の開示の請求について適用する。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第112号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成15年9月19日

北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男

1	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野三丁目12番9号 株式会社エース電研
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 武 本 孝 俊
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目198番地 1
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号
		ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C Rライオンハート F X 株式会社エース電研 30060700
	検 定 年 月 日	平成15年9月19日
	検 定 番 号	第30060700号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年9月19日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野三丁目12番9号 株式会社エース電研
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 武 本 孝 俊
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目198番地 1

2	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C Rライオンハート J X
		製造業者名	株式会社エース電研
	型式試験番号	型式試験番号	30060200
		検 定 年 月 日	平成15年9月19日
		検 定 番 号	第30060200号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年9月19日）から3年間
3	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区大幸一丁目10番15号 株式会社銀座
	代表者の氏名		代表取締役 伊 藤 二 博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区大幸一丁目10番15号 愛知県春日井市柏井町三丁目92番
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C RけろけろけろっぴNK 2
		製造業者名	株式会社銀座
	型式試験番号	型式試験番号	30057400
		検 定 年 月 日	平成15年9月19日
		検 定 番 号	第30057400号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年9月19日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区大幸一丁目10番15号 株式会社銀座
	代表者の氏名		代表取締役 伊 藤 二 博
4	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区大幸一丁目10番15号 愛知県春日井市柏井町三丁目92番
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C RびっくりマシーンSP
		製造業者名	株式会社銀座
	型式試験番号	型式試験番号	30049400
		検 定 年 月 日	平成15年9月19日
		検 定 番 号	第30049400号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年9月19日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区大幸一丁目10番15号 株式会社銀座
	代表者の氏名		代表取締役 伊 藤 二 博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区大幸一丁目10番15号 愛知県春日井市柏井町三丁目92番
5	代表者の氏名		代表取締役 伊 藤 二 博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区大幸一丁目10番15号 愛知県春日井市柏井町三丁目92番
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C RデカインカNH
		製造業者名	株式会社銀座
	型式試験番号	型式試験番号	30059500
		検 定 年 月 日	平成15年9月19日
		検 定 番 号	第30059500号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年9月19日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地
6	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R忍者ハットリくんHT
		製造業者名	株式会社大一商会
	型式試験番号	型式試験番号	30068500
		検 定 年 月 日	平成15年9月19日
		検 定 番 号	第30068500号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年9月19日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 株式会社ロデオ
	代表者の氏名		代表取締役 小 宮 隆
	製造又は検査を行う事業所の所在地		埼玉県川越市南台一丁目10番地8
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	ジェットセットラジオ
		製造業者名	株式会社ロデオ
7	型式の概要	型式試験番号	34056200
		検 定 年 月 日	平成15年9月19日
		検 定 番 号	第34056200号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年9月19日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区大幸一丁目10番15号 株式会社銀座
	代表者の氏名		代表取締役 伊 藤 二 博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区大幸一丁目10番15号 愛知県春日井市柏井町三丁目92番
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C RけろけろけろっぴNK 2
		製造業者名	株式会社銀座
	型式試験番号	型式試験番号	30057400
		検 定 年 月 日	平成15年9月19日
		検 定 番 号	第30057400号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年9月19日）から3年間

8	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月19日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ダイドー	
	代表者の氏名		代表取締役 實 田 久 治	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地		群馬県桐生市境野町六丁目460番地	
	型式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
		型 式 名	カイゾク	
		製造業者名	株式会社ダイドー	
	型式試験番号		34056100	
	検 定 年 月 日		平成15年9月19日	
検 定 番 号		第34056100号		
検定の有効期間		公示の日（平成15年9月19日）から3年間		
9	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都豊島区池袋二丁目53番5号 トーセン池袋ビル ナコル株式会社	
	代表者の氏名		代表取締役 滝 本 仁 安	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地		島根県松江市大井町899番地5	
	型式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
		型 式 名	オーシャンブルーⅡ	
		製造業者名	ナコル株式会社	
	型式試験番号		24101600	
	検 定 年 月 日		平成15年9月19日	
	検 定 番 号		第24101600号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年9月19日）から3年間		
10	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都台東区東上野三丁目12番9号 株式会社エース電研	
	代表者の氏名		代表取締役 武 本 孝 俊	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地		群馬県桐生市境野町七丁目198番地1	
	型式 の 概	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	C R ライオンハート S X	
		製造業者名	株式会社エース電研	

11	要	型式試験番号	30066100	
	検 定 年 月 日	平成15年9月19日		
	検 定 番 号	第30066100号		
	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月19日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁4番5号 株式会社ネット	
	代表者の氏名		代表取締役 国 本 幸 司	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地		大阪府八尾市沼2丁目4番1号	
	型式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
		型 式 名	ショウキンクビS	
製造業者名		株式会社ネット		
型式試験番号		34057200		
検 定 年 月 日		平成15年9月19日		
検 定 番 号		第34057200号		
検定の有効期間		公示の日（平成15年9月19日）から3年間		
12	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁4番5号 株式会社ネット	
	代表者の氏名		代表取締役 国 本 幸 司	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地		大阪府八尾市沼2丁目4番1号	
	型式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
		型 式 名	スーパーブラックジャック S777	
		製造業者名	株式会社ネット	
	型式試験番号		34057500	
	検 定 年 月 日		平成15年9月19日	
	検 定 番 号		第34057500号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年9月19日）から3年間		
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁4番5号 株式会社ネット		
代表者の氏名		代表取締役 国 本 幸 司		
製造又は検査を行う 事業所の所在地		大阪府八尾市沼2丁目4番1号		
型	遊技機の種類	回胴式遊技機		

13	式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	チバリヨオキナワS-30
		製造業者名	株式会社ネット
		型式試験番号	34057300
	検 定 年 月 日		平成15年9月19日
	検 定 番 号		第34057300号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月19日）から3年間
14	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都台東区東上野一丁目12番13号 佐藤ビル2階 ベルコ株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 鈴 木 暢 晃
	製造又は検査を行う事業所の所在地		埼玉県さいたま市西区三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178-5
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	エルドーラ7-30
		製造業者名	ベルコ株式会社
	型式試験番号		34045200
	検 定 年 月 日		平成15年9月19日
	検 定 番 号		第34045200号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月19日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都台東区東上野一丁目12番13号 佐藤ビル2階 ベルコ株式会社	
代表者の氏名		代表取締役 鈴 木 暢 晃	
製造又は検査を行う事業所の所在地		埼玉県さいたま市西区三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178-5	
15	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	エルドーラ7
		製造業者名	ベルコ株式会社
	型式試験番号		34045100
	検 定 年 月 日		平成15年9月19日
	検 定 番 号		第34045100号
検定の有効期間		公示の日（平成15年9月19日）から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中砂町145番地 株式会社まさむら遊機	
代表者の氏名		代表取締役 後 藤 常 喜	

16	型式の概要	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中砂町145番地
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CR二天一流V1
		製造業者名	株式会社まさむら遊機
	型式試験番号		30067100
検 定 年 月 日		平成15年9月19日	
検 定 番 号		第30067100号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年9月19日）から3年間	
17	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中砂町145番地 株式会社まさむら遊機
	代表者の氏名		代表取締役 後 藤 常 喜
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中砂町145番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CR二天一流XX1
		製造業者名	株式会社まさむら遊機
	型式試験番号		30064200
	検 定 年 月 日		平成15年9月19日
検 定 番 号		第30064200号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年9月19日）から3年間	
18	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中砂町145番地 株式会社まさむら遊機
	代表者の氏名		代表取締役 後 藤 常 喜
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中砂町145番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CR二天一流X1
		製造業者名	株式会社まさむら遊機
	型式試験番号		30060900
	検 定 年 月 日		平成15年9月19日
検 定 番 号		第30060900号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年9月19日）から3年間	

19	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市天白区中砂町145番地 株式会社まさむら遊機
	代表者の氏名		代表取締役 後 藤 常 喜
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市天白区中砂町145番地
	型	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	の	型 式 名	C R二天一流V X 1
	概	製 造 業 者 名	株式会社まさむら遊機
	要	型式試験番号	30069200
	検 定 年 月 日		平成15年9月19日
	検 定 番 号		第30069200号
20	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月19日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
	代表者の氏名		代表取締役 新 井 悠 司
	製造又は検査を行う事業所の所在地		三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1
	型	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	の	型 式 名	C RアラビアンドリームMX T R
	概	製 造 業 者 名	株式会社ニューギン
	要	型式試験番号	30068700
	検 定 年 月 日		平成15年9月19日
21	検 定 番 号		第30068700号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月19日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		新潟県長岡市弓町二丁目1番11号 ニイガタ電子精機株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 橋 本 桂 一
	製造又は検査を行う事業所の所在地		新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲1013番地
	型	遊技機の種類	回胴式遊技機
	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	の	型 式 名	ブルメリアー30
	概	製 造 業 者 名	ニイガタ電子精機株式会社
	要	型式試験番号	34048800
22	検 定 年 月 日		平成15年9月19日
	検 定 番 号		第34048800号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月19日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号 アビリット株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 濱 野 準 一
	製造又は検査を行う事業所の所在地		三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32
	型	遊技機の種類	回胴式遊技機
	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	の	型 式 名	ワンダーセブン
	概	製 造 業 者 名	アビリット株式会社
23	要	型式試験番号	34053400
	検 定 年 月 日		平成15年9月19日
	検 定 番 号		第34053400号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月19日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名		代表取締役社長 毒 島 秀 行
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
	型	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	の	型 式 名	フィーバーフレンズD X
	概	製 造 業 者 名	株式会社三共
	要	型式試験番号	30065900
	検 定 年 月 日		平成15年9月19日
	検 定 番 号		第30065900号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年9月19日）から3年間

北海道公安委員会告示第113号

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項に規定する警備員指導教育責任者に係る平成15年10月における講習を次のとおり実施する。

平成15年9月19日

北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男

1 実施期日、場所等

(1) 実施期日、場所、定員等

- ア 講習の種別 警備員指導教育責任者講習
イ 講習の実施期間 平成15年10月20日（月）から24日（金）までの5日間
ウ 実施の場所 札幌市北区北7条西1丁目2番地6
N S S ニューステージ札幌
エ 定員 90人
オ 受講申込み受付期間 平成15年9月22日（月）から29日（月）までの5日間
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 講習時間 午前8時30分から午後6時までとする。

2 講習修了考査の実施 講習の最終日に講習修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。

3 講習の対象

本講習は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
(2) 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者
(3) 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事しているもの

4 受講申込み要領

- (1) 受講希望者は、住所地又は勤務先等の所在地を管轄する警察署に、受講申込書（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号）及び受講資格に該当することを証明する書面各2通を提出すること。
(2) 受講申込み人員が受講定員（90人）を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

5 受講受付の日時及び場所 受講受付は、当該講習初日の午前8時30分から午前9時までの間、講習の実施場所で行う。

6 受講手数料等 受講申請をするとき（受講受付の際）に、3万7,000円相当額の北海道収入証紙で納付すること。

7 携行品 筆記用具、印章（朱肉を使用するものに限る。）、講習案内書を携行すること。

8 講習業務の委託 本講習は、社団法人北海道警備業協会（札幌市北区北7条西2丁目8番地）に委託して実施する。

道警察本部告示

北海道警察本部告示第128号

北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年9月19日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程
第1条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録の開示の方法）

第1条の2 条例第2条第3項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
(2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
(3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を警察本部長が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
(4) 電磁的記録（警察本部長が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

第10条第1項中「公文書を閲覧する」を「公文書（電磁的記録を警察本部長が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。）を閲覧し、又は視聴する」に改め、同条第2項中「閲覧」の次に「又は視聴」を加える。

第11条第1項中「写し」の次に「（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。）」を加える。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

公文書開示請求書

北海道警察本部長 様

※ 太枠の欄を記入してください。

請 求 年 月 日	年 月 日		
住 所 (法人その他の団体にあっては、 事務所又は事業所の所在地)			
氏 名 (法人その他の団体にあっては、 名称及び代表者の氏名)			
連絡先		電話番号	

北海道情報公開条例第9条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

1 請求に係る公文書の 名称又は内容	
2 開 示 の 区 分 (希望する開示方法の番号を) ○印で囲んでください。	(1) 閲覧又は視聴 () (2) 写 し の 交 付 ()

※ 次の3の欄は、北海道情報公開条例第11条に該当する公文書として開示請求をする場合にのみ記入してください。

3 請求に係る公文書の 開示が公益上必要 がある理由	
----------------------------------	--

※ 次の4から6までの欄は、記入しないでください。

4 受 付 年 月 日	年 月 日		
5 担 当 部 課 等	部	課	
	電話	(内線)	
6 備 考			

注1 電磁的記録の開示は、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクにあっては視聴又は複写したものの交付により行い、その他の電磁的記録にあっては用紙に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。
2 その他の電磁的記録のうち専用機器による閲覧や視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付の方法による開示の実施をすることができる特性を有するものにあっては、その方法によることもできますので、希望するときは、具体的に2の欄の()内に記入してください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

附 則

- この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- この規程による改正後の北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程の規定は、この規程の施行の日以後の公文書の開示の請求について適用する。

北海道警察本部告示第129号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年9月19日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年9月19日に一般競争入札の公告を行う札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約
- (2) 資 格 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と同等以上の契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (6) 除雪作業に必要なとする作業員及び除雪機械を稼働させ、次のとおり除雪業務を行うことができること。

ア 平成15年11月1日から平成15年11月30日まで及び平成15年12月27日から平成16年1月2日までの間においては、トラクタショベル（ホイール型、容量1.5m³～1.7m³、可

変ブラウ付き、運転手1名を含む。）を使用し、除雪作業を行い、かつ、必要時間帯に普通作業員を従事させることができること。（作業員及び除雪機械を常駐（備）を要しない）

イ 平成15年12月1日から平成16年3月31日までの間（平成15年12月27日から平成16年1月2日までの間を除く。）においては、札幌運転免許試験場に除雪機械を常備し、かつ、当該除雪機械の稼働に必要な従業員及び普通作業員を必要時間帯に当該作業に従事させることができること。

なお、常駐の必要人員及び形態等については、入札説明書で説明する。
除雪機械の種類、台数及び常備期間については、次表のとおりとする。

除 雪 機 械	台数	常 備 期 間
除雪グレーダ （ブレード幅3.7m以上）	1台	平成15.12. 1～平成16. 3.25 （平成15.12.27～平成16. 1. 2を除く。）
トラクタショベル（ホイール型、容量1.5m ³ ～1.7m ³ 、可変ブラウ付き）	1台	平成15.12. 1～平成16. 3.31 （平成15.12.27～平成16. 1. 2を除く。）
トラクタショベル（ホイール型、容量1.8m ³ 以上、可変ブラウ付き）	2台	平成15.12. 1～平成16. 3.31 （平成15.12.27～平成16. 1. 2を除く。）
ロータリ除雪車 （147kw以上）	1台	平成15.12. 1～平成16. 3.25 （平成15.12.27～平成16. 1. 2を除く。）
ダンプトラック （積載10 t 以上、差枠付き）	1台	平成15.12. 1～平成16. 3.25 （平成15.12.27～平成16. 1. 2を除く。）
	1台	平成16. 1. 5～平成16. 3.25
道路作業車 （ブラシ付き）	1台	平成15.12. 1～平成16. 3.31 （平成15.12.27～平成16. 1. 2を除く。）

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成15年9月19日から10月15日まで
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部施設課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請

- (1) 再 申 請 の 事 由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第130号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年9月19日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託 一式

イ 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託 (ア) 調達をする特定役務 <table> <tr> <td>除雪グレーダによる作業</td><td>1時間当たりの単価</td></tr> <tr> <td>トラクタショベル（容量1.5m³～1.7m³）による作業</td><td>1時間当たりの単価</td></tr> <tr> <td>トラクタショベル（容量1.8m³以上）による作業</td><td>1時間当たりの単価</td></tr> <tr> <td>ロータリ除雪車による作業</td><td>1時間当たりの単価</td></tr> <tr> <td>ダンプトラックによる作業</td><td>1時間当たりの単価</td></tr> <tr> <td>道路作業車による作業</td><td>1時間当たりの単価</td></tr> <tr> <td>普通作業員による作業</td><td>1時間当たりの単価</td></tr> </table> (イ) 予定数量 <table> <tr> <td>除雪グレーダによる作業</td><td>308時間</td></tr> <tr> <td>トラクタショベル（容量1.5m³～1.7m³）による作業</td><td>467時間</td></tr> <tr> <td>トラクタショベル（容量1.8m³以上）による作業</td><td>886時間</td></tr> <tr> <td>ロータリ除雪車による作業</td><td>321時間</td></tr> <tr> <td>ダンプトラックによる作業</td><td>406時間</td></tr> <tr> <td>道路作業車による作業</td><td>264時間</td></tr> <tr> <td>普通作業員による作業</td><td>2,145時間</td></tr> </table> (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成15年11月1日から平成16年3月31日まで (4) 履行場所 札幌市手稲区曙5条4丁目 札幌運転免許試験場 2 入札に参加する者に必要な資格 平成15年北海道警察本部告示第129号に規定する札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約に関する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060－8520 北海道警察本部総務部施設課） (2) 入札日時 平成15年10月30日 午後3時（送付による場合は、必着。） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札	除雪グレーダによる作業	1時間当たりの単価	トラクタショベル（容量1.5m ³ ～1.7m ³ ）による作業	1時間当たりの単価	トラクタショベル（容量1.8m ³ 以上）による作業	1時間当たりの単価	ロータリ除雪車による作業	1時間当たりの単価	ダンプトラックによる作業	1時間当たりの単価	道路作業車による作業	1時間当たりの単価	普通作業員による作業	1時間当たりの単価	除雪グレーダによる作業	308時間	トラクタショベル（容量1.5m ³ ～1.7m ³ ）による作業	467時間	トラクタショベル（容量1.8m ³ 以上）による作業	886時間	ロータリ除雪車による作業	321時間	ダンプトラックによる作業	406時間	道路作業車による作業	264時間	普通作業員による作業	2,145時間	保証金を納付すること。ただし、単価契約に係るもの（1の(1)のイ）については免除する。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 (3) 交付期間 平成15年9月19日から10月15日まで 7 落札者の決定方法 すべての入札金額（1の(1)のイに係るものについては、単価）が財務規則第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（1の(1)のイに係るものについては、単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の1の(1)のイに係る額及び1の(1)のイに係る額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）の合計額が最低である者を落札者とする。 8 契約書作成の要否 要 9 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1の(1)のイに係るものは見積もった契約金額の105分の100に相当する金額、1の(1)のイに係るものは消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 イ 1の(1)のイに係る落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。 ウ 1の(1)のイに係る消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 エ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道警察本部総務部施設課 イ 所在地 郵便番号 060－8520 札幌市中央区北2条西7丁目
除雪グレーダによる作業	1時間当たりの単価																												
トラクタショベル（容量1.5m ³ ～1.7m ³ ）による作業	1時間当たりの単価																												
トラクタショベル（容量1.8m ³ 以上）による作業	1時間当たりの単価																												
ロータリ除雪車による作業	1時間当たりの単価																												
ダンプトラックによる作業	1時間当たりの単価																												
道路作業車による作業	1時間当たりの単価																												
普通作業員による作業	1時間当たりの単価																												
除雪グレーダによる作業	308時間																												
トラクタショベル（容量1.5m ³ ～1.7m ³ ）による作業	467時間																												
トラクタショベル（容量1.8m ³ 以上）による作業	886時間																												
ロータリ除雪車による作業	321時間																												
ダンプトラックによる作業	406時間																												
道路作業車による作業	264時間																												
普通作業員による作業	2,145時間																												

電話番号 011-251-0110 内線 2282

- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A. The nature and extent of services to be procured :

- a Workers and equipment ready 24 hours a day according to the contract "Snow Removal on the Sapporo Driver's License Examination Center Course and Its Vicinity"
- b Workload according to the contract "Snow Removal on the Sapporo Driver's License Examination Center Course and Its Vicinity"

(a) Type of work to be contracted :

Motorized grading : cost per hour
Tractor shovel plowing (cap. 1.5m³~1.7m³) : cost per hour
Tractor shovel plowing (cap. 1.8m³ or greater) : cost per hour
Rotary snow blowing : cost per hour
Dump truck operation : cost per hour
Operation of truck for road work : cost per hour
Miscellaneous work by unskilled laborers : cost per hour

(b) Estimated amount of work expected to be contracted :

Motorized grading : 308 hours
Tractor shovel plowing (cap. 1.5m³~1.7m³) : 467 hours
Tractor shovel plowing (cap. 1.8m³ or greater) : 886 hours
Rotary snow blowing : 321 hours
Dump truck operation : 406 hours
Operation of truck for road work : 264 hours
Miscellaneous work by unskilled laborers : 2,145 hours

B. Bid submission time and date : 3:00 P.M., October, 30, 2003

C. For further information, please contact :

Property Management Section, Facilities Division, General Affairs Department,
Hokkaido Prefectural Police Headquarters
Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2282

北海道警察本部告示第131号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年9月19日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年9月19日に一般競争入札の公告を行う街頭犯罪等防止支援事業業務委託契約
- (2) 資 格 街頭犯罪等防止支援事業業務委託の資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 街頭犯罪等防止支援事業業務

2 資 格 条 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年9月1日現在において、引き続き2年以上警備業（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第2項に規定する警備業をいう。）を営んでいること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 平成15年9月19日から30日まで (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課 イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 5 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者で、その構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。 (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。 (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。 北海道警察本部告示第132号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年9月19日 北海道警察本部長 芦 刈 勝 治 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 街頭犯罪等防止支援事業業務委託 一式 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。	(3) 契約期間 平成15年10月27日から平成16年3月31日まで (4) 履行場所 契約担当者等が指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 平成15年北海道警察本部告示第131号に規定する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場 (2) 入札日時 平成15年10月10日 午前11時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までに定めるところによる。 6 郵便等又は電報による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 3に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課
---	---

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060－8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011－251－0110 内線 2236

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。